

告示

埼玉県告示第千二百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
大宮公園駐車場	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 三井不動産リアルティ株式会社 代表取締役 山代 裕彦	平成三十年十二月 一日から 平成三十年十月 三十一日まで